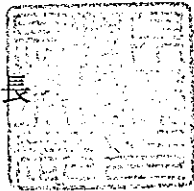


3 資第49号
令和3年(2021年)4月30日

一般社団法人長野県産業環境保全協会長 様

長野県環境部長



多量排出事業者及び準多量排出事業者における
産業廃棄物処理計画等の提出について（通知）

日頃から本県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「産業廃棄物処理計画」という。）を作成して県知事に提出することとなっており、また、前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業者は、その計画の実施状況について報告することが義務付けられています。

併せて、長野県の廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づき、その事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が、500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者も、当該事業場に係る産業廃棄物処理計画を作成して県知事に提出することとなっており、また、前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業者は、その計画の実施状況を報告することが義務付けられています。

つきましては、別添の事業者に対して、別紙のとおり産業廃棄物処理計画等の提出について依頼しましたので御了知願います。

なお、会員の皆様から本制度について御照会がありましたら、長野市に所在する事業場については長野市廃棄物対策課あて、松本市に所在する事業場については松本市廃棄物対策課あて、それ以外の事業場については管轄の地域振興局環境・廃棄物対策課又は県庁資源循環推進課へお問い合わせいただくよう御助言願います。

長野県環境部資源循環推進課廃棄物政策係

課長：滝沢 朝行 担当：櫻井 傑

電 話：026-235-7187（直通）

F A X：026-235-7259

E-mail: junkan@pref.nagano.lg.jp（課）

haikiseisaku@pref.nagano.lg.jp（係）

[参考]

多量排出事業者等の産業廃棄物処理計画等の作成における留意点（令和3年度）

- 1 提出期限：2021年6月30日（水）
- 2 提出先：事業場又は支店等が所在する地域を管轄する地域振興局又は県庁資源循環推進課（5(4)参照）
- 3 提出方法：原則電子データにより電子メール若しくは電子媒体（CD-Rなど）により提出してください。ただし、電子データにより提出できない場合は、書類（紙）1部を提出してください。この場合、公表に使用するため、社印など押印しないでください。
- 4 公表について：今回提出していただいた令和3年度産業廃棄物処理計画及び令和2年度実施状況報告書を県のホームページにおいて公表します。
- 5 その他

(1) 廃棄物の概念

廃棄物	占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものとします。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（法律2条）

(2) 多量排出事業者等に該当するかどうかの判断

排出量の把握	
排出量	事業場内で生じる産業廃棄物排出量（中間処理されることなく、他人に有償で売却する副産物等を除く。）
発生量の捉え方 （排出量の把握時点） [策定マニュアル P2～P3]	一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指しますが、 ①生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合は、その発生時点での量とします。（減量操作（脱水・乾燥等）後の重量。） ②生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作が行われる場合は、当該廃棄物処理工程前の量とします。（減量操作（脱水・乾燥等）前の重量。）
産業廃棄物処理計画等の作成単位 [策定マニュアル P3～P5]	・製造業…事業場ごとの発生量で判断し、事業場ごとに産業廃棄物処理計画を作成します。 ・建設業…作業場（建設現場）を統括的に管理する支店等（本店、支店、営業所等）ごとに産業廃棄物処理計画を作成します。 ※多量排出事業者に該当するかどうかは事業場ごと又は支店等ごとに判断してください。

(3) 産業廃棄物処理計画等記載事項

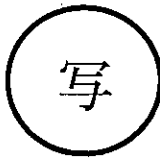
事業場の名称	事業場の名称の他に、法人番号（国税庁所管）を記載してください（個人番号とは異なり、公表されているものです）。
事業の種類	日本標準産業分類（総務省作成）の区分。
事業の規模	製造業の場合における製造品出荷額、建設業の場合における元請完成工事高、医療機関の場合における病床数等の業種に応じた事業規模が分かる前年度の実績。
従業員数	パート等の臨時職員を含めた事業場の従業員数。
産業廃棄物の一連の処理の工程	当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	産業廃棄物処理に関する管理組織図（産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、廃棄物処理施設技術管理者等）
排出量	上記「発生量の捉え方」を参照。数値については重量（t（トン））で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合は、重量に換算してください。 (http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/documents/kansan.pdf)
自ら再生利用を	排出量のうち「中間処理をせず自ら直接再生利用した(する)量」と「自ら中間処理を行った

行った(行う)量	後に再生利用した(する)量」を合計したもの。 ※自ら利用とは、自己の工場や建設現場などで原材料として使用する場合など。
直接再生利用	中間処理をしないで直接使用されたもの。例えば、家畜ふん尿などを肥料として使用。
熱回収	廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。例えば、処理（焼却）する際に発生する熱を利用して、発電、施設内の暖房・給湯、温水プールなどに利用するもの。
全処理委託量	「中間処理及び最終処分を委託した量」 ※自己処理後委託処分量＋直接委託処分量 ※実施状況報告書第2面 ⑩全処理委託量＝直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
優良認定処理業者	優良産廃処理業者（法律施行令第6条の9第2号に該当する者）。 http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/ninte/index.html （長野県） http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html （環境省） http://www2.sanpainet.or.jp/ （産廃情報ネット）「データ閲覧・検索」をクリックし、表示されたページの「優良認定業者一覧を見る」をクリック ※上記産廃情報ネットから全国の優良認定業者を検索することができます。
再生利用業者	廃棄物を再生利用するために処理する業者。（登録廃棄物再生事業者、環境大臣による再生利用認定業者、知事等による再生利用指定業者に委託する場合に限られるものではありません。）
熱回収認定業者	認定熱回収施設設置者（法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）。 ※県内にはありません。 http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html （環境省）

(4) 提出先一覧

提出先	住所、E-mail	電話	管轄区域
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1 sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	0267(63)3166	上田市・小諸市・佐久市・東御市・南佐久郡・北佐久郡・小県郡
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒396-8666 伊那市荒井 3497 kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	0265(76)6817	飯田市・伊那市・駒ヶ根市・上伊那郡・下伊那郡・木曾郡
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒390-0852 松本市大字島立 1020 matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	0263(40)1956	岡谷市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・安曇野市・諏訪郡・東筑摩郡・北安曇郡
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒380-0836 長野市南長野南県町 686-1 nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	026(234)9533	須坂市・中野市・飯山市・千曲市・埴科郡・上高井郡・下高井郡・上水内郡・下水内郡
県庁 資源循環推進課	〒380-8570 長野市南長野字幅下 692-2 junkan@pref.nagano.lg.jp	026(235)7187	建設業等で、支店等が県外又は長野市、松本市にある場合

※令和3年度から松本市が中核市に移行したことに伴い、松本市内に事業場を設置している事業者の方は松本市に御提出ください。



産業廃棄物処理計画を
提出した事業者 様

長野県環境部資源循環推進課長

産業廃棄物処理計画実施状況報告書等の提出について(依頼)

日頃、本県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴者におかれては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法律」という。)に基づく多量排出事業者(事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者をいう。)、又は廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)に基づく準多量排出事業者(事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者をいう。)として、令和2年度に係る産業廃棄物処理計画(当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画をいう。)を提出していますので、法律又は条例に基づき、その計画の実施状況について、下記により御報告願います。

また、貴者が設置している事業場について、下記1(2)に該当する場合には、令和3年度に係る産業廃棄物処理計画を県知事に提出する義務がありますので、下記により御提出願います。(該当しない場合は、提出不要です。)

記

1 提出様式等

(1) 実施状況報告(令和2年度実績)

提出書類	対象事業者(提出義務あり)		様式
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	多量排出事業者	令和2年度産業廃棄物処理計画を提出した者(発生量にかかわらず必ず提出してください。)	法律施行規則様式第2号の9及び別紙2
	準多量排出事業者		条例施行規則様式第27号及び別紙2
特別管理産業廃棄物実施状況報告書	多量排出事業者: 令和2年度特別管理産業廃棄物処理計画を提出した者(発生量にかかわらず必ず提出してください。)		法律施行規則様式第2号の14及び別紙4

※ 産業廃棄物の発生量には、中間処理(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の途中において産業廃棄物を処分するものをいう。)後の残さは含みません。ただし、廃棄物の焼却に伴い発生したばいじん、堆肥化に伴い発生した汚泥等、処分業者が排出者となる廃棄物は含まれます。

(2) 産業廃棄物処理計画(令和3年度分)

提出書類	対象事業者(提出義務者)		様式
産業廃棄物処理計画書	多量排出事業者: 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の令和2年度の発生量が合計1,000トン以上である事業場を設置している事業者		法律施行規則様式第2号の8及び別紙1
	準多量排出事業者: 産業廃棄物の令和2年度の発生量が合計500トン以上1,000トン未満である事業場を設置している事業者		条例施行規則様式第26号及び別紙1

特別管理産業廃棄物処理計画書	多量排出事業者：特別管理産業廃棄物の令和2年度の発生量が合計50トン以上である事業場を設置している事業者	法律施行規則様式第2号の13及び別紙3
----------------	--	---------------------

※ 対象事業者に該当するかの判断は、長野県ホームページ掲載の『多量排出事業者等による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル』を参考にしてください。

マニュアル、提出様式及び記入例は下記のホームページからダウンロードできます。

長野県ホームページ（トップページ）⇒暮らし・環境⇒ごみ・リサイクル⇒産業廃棄物⇒長野県多量排出事業者における産業廃棄物処理計画の作成等について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/sakuse/index.html>（資源循環推進課HP）

ホームページが御覧いただけない場合は、マニュアル等を送付しますので、下記担当まで御連絡ください。

2 提出期限

令和3年6月30日（水）

3 提出方法等

(1) 提出方法

原則として電子データを電子メール又はCD-Rなど電子媒体により提出してください。なお、電子データを提出することができない場合は、書類（紙媒体）1部を提出してください。この場合、産業廃棄物処理計画等には社印等は押印しないでください。

(2) 提出先

電子データ、書類ともに、管轄地域振興局環境・廃棄物対策課に提出してください。

※令和3年度から松本市が中核市に移行したことに伴い、松本市内に事業場を設置している事業者の方は松本市に御提出ください。

(3) 留意事項

提出に当たっては、氏名等の個人情報等を記載しないでください。

4 公表について

提出のあった産業廃棄物処理計画及び実施状況報告書について、1（2）に記載のホームページで公表を行います。

長野県環境部資源循環推進課 廃棄物政策係

課長：滝沢 朝行 担当：櫻井 傑

住所：長野県長野市南長野幅下692の2

電話：026-235-7187（直通）

F A X：026-235-7259

E-mail：junkan@pref.nagano.lg.jp（課）

haikiseisaku@pref.nagano.lg.jp（係）



産業廃棄物処理計画の
提出実績のある事業者 様

長野県環境部資源循環推進課長

産業廃棄物処理計画の提出について (依頼)

日頃、本県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法律」という。)に基づく多量排出事業者(事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者をいう。)、又は廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)に基づく準多量排出事業者(事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者をいう。)は、産業廃棄物処理計画(当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画をいう。)を作成して県知事に提出することが義務付けられています。

ついては、貴者が設置している事業場について下記1(1)に該当する場合には、令和3年度に係る産業廃棄物処理計画を県知事に提出する義務がありますので、下記により御提出願います。(該当しない場合は、提出不要です。)

記

1 提出様式等

(1) 産業廃棄物処理計画 (令和3年度分)

提出書類	対象事業者 (提出義務者)	様式
産業廃棄物 処理計画書	多量排出事業者：産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の令和2年度の発生量が合計1,000トン以上である事業場を設置している事業者	法律施行規則様式第2号の8及び別紙1
	準多量排出事業者：産業廃棄物の令和2年度の発生量が合計500トン以上1,000トン未満である事業場を設置している事業者	条例施行規則様式第26号及び別紙1
特別管理産業廃棄物 処理計画書	多量排出事業者：特別管理産業廃棄物の令和2年度の発生量が合計50トン以上である事業場を設置している事業者	法律施行規則様式第2号の13及び別紙3

- ※ 産業廃棄物の発生量には、中間処理(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の途中において産業廃棄物を処分するものをいう。)後の残さは含みません。ただし、廃棄物の焼却に伴い発生したばいじん、堆肥化に伴い発生した汚泥等、処分業者が排出者となる廃棄物は含まれます。
- ※ 対象事業者に該当するかの判断は、長野県ホームページ掲載の『多量排出事業者等による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル』を参考にしてください。
マニュアル、提出様式及び記入例は下記のホームページからダウンロードできます。

長野県ホームページ(トップページ) ⇒ 暮らし・環境 ⇒ ごみ・リサイクル ⇒ 産業廃棄物 ⇒ 長野県多量排出事業者における産業廃棄物処理計画の作成等について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/sakuse/index.html> (資源循環推進課HP)

ホームページが御覧いただけない場合は、マニュアル等を送付しますので、下記担当まで御連絡ください。

2 提出期限

令和3年6月30日（水）

3 提出方法等

(1) 提出方法

原則として電子データを電子メール又はCD-Rなど電子媒体により提出してください。なお、電子データを提出することができない場合は、書類（紙媒体）1部を提出してください。この場合、産業廃棄物処理計画等には社印等は押印しないでください。

(2) 提出先

電子データ、書類ともに、管轄地域振興局環境・廃棄物対策課に提出してください。

※令和3年度から松本市が中核市に移行したことに伴い、松本市内に事業場を設置している事業者の方は松本市に御提出ください。

(3) 留意事項

提出に当たっては、氏名等の個人情報等を記載しないでください。

4 公表について

提出のあった産業廃棄物処理計画及び実施状況報告書について、1（2）に記載のホームページで公表を行います。

長野県環境部資源循環推進課 廃棄物政策係

課長：滝沢 朝行 担当：櫻井 傑

住 所：長野県長野市南長野幅下692の2

電 話：026-235-7187（直通）

F A X：026-235-7259

E-mail：junkan@pref.nagano.lg.jp（課）

haikiseisaku@pref.nagano.lg.jp（係）